

Z Y 1 2 - 0 3 論文要旨説明書

報告論文のタイトル : Intellectual Property Right Protection in the Software Market

報告者・共著者 (大学院生は所属機関の後に (院生) と記入してください。)

報告者氏名 : 新井 泰弘

所属 : 青森公立大学 経営・経済学部

共著者 1 氏名 :

所属 :

共著者 2 氏名 :

所属 :

論文要旨 (800 字から 1200 字, 英文の場合は 300 から 450 語)

近年、アメリカにおいてはソフトウェア特許の申請数が増加してきている。Bessen (2011)によると1年間に約4万件もの申請がなされている。ところが、EUでは2005年7月よりソフトウェアを特許で保護しない旨の判決が出されている。このように世界的にもソフトウェアにおける知的財産権をどのように守るか、に対するスタンスは大きく異なっている。そこで本稿ではソフトウェアの知的財産権について考察を行う。

特許権の有効性を議論した先行研究は数多く存在しているが、ソフトウェアは通常の財と異なり、幾つかの特殊な性質を有しているため、それらの議論をソフトウェア特許にそのまま適用するのは困難である。特許権は、ある革新的な「アイデア」を保護する権利である。そのためソフトウェアに革新的なアイデアが含まれているのであれば、特許権で保護する事も可能である。更にソフトウェアはソースコードによる「表現」でもあるため、これを保護する著作権によっても守られる対象となりうるのである。そのため、ソフトウェアの知的財産権保護を考える上で、著作権と特許権の経済学上の差異を明確にする必要がある。

経済学における知的財産権の研究では「生産者に開発のインセンティブを与える」一方で「排他的独占権により社会的損失が生じる」というトレードオフを分析の対象としている。ところが、このトレードオフはすべての知的財産権において共通した問題であるため、既存文献において著作権と特許権の違いをモデル上明確に表現した研究は未だないのが実情である。本稿では、特許権が「アイデア」を保護する権利であることから「生産者同士の革新的なアイデアの模倣」も「最終消費者によるソフトのコピー」も防げる一方で、著作権では「表現」のみを保護しているため「生産者同士の革新的なアイデアの模倣」が防げない点に着目し、特許権と著作権、どちらでソフトウェアを保護するのが社会厚生上望ましいか分析を行った。得られる結果は以下の通りである。

企業が開発した新しいアイデアが十分に革新的で、開発費用がそれほど高くない場合、政府は特許権でなく著作権を適用する事によって社会厚生を増加させる事ができる。著作権を適用した場合、生産者同士の技術の模倣を妨げる事ができないため、生産者に十分な開発のインセンティブを与えるためには、より厳しく消費者のコピーを取り締まらなくてはならない。市場全体のソフトウェアの品質向上による厚生改善効果と、開発者の独占力を弱めて競争を促す効果が大きいため、著作権の方が社会的に望ましいという結果を得ることができる。

本研究の結論は、基本的にはEUの立場をサポートする結論ではあるが、開発費用が非常に高く、非常に革新的なソフトウェアの場合は例外的に特許権で認める必要性を示唆している。